



2025 年 11 月 20 日

各位

会 社 名	株式会社インティメート・マージャー
代表者名	代表取締役 築島 亮次 (コード番号：7072 東証グロース)
問合せ先	管理本部部長 寒澤 陽平 (電話番号：03-5114-6051)

取締役に対する株式報酬型ストック・オプション制度導入に関するお知らせ

当社は、2025 年 11 月 20 日開催の取締役会において、会社法第 361 条の規定に基づき、当社の取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権（以下「本新株予約券」という。）に関する報酬等の額及びその内容に関する議案（以下「本議案」という。）を、2025 年 12 月 19 日開催予定の第 13 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 株式報酬型ストック・オプションの付与の目的

当社は、当社の取締役（以下、「対象取締役」という。）に対し、当社の株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、対象取締役の業績向上に対する意欲や士気を喚起するインセンティブを付与することにより、当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的として、株式報酬型ストック・オプションを導入することにつき、2025 年 12 月 19 日開催予定の第 13 期定時株主総会に付議することを決議いたしました。

2. 株式報酬型ストック・オプション制度の概要

当社の取締役の報酬等の額は、2019 年 6 月 14 日開催の臨時株主総会において年額 3 億円以内（ただし、使用人分給与は含まない）とすること、また、これとは別枠で 2022 年 12 月 21 日開催の定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額 50 百万円以内とすること（以下、「現行のストック・オプション制度」という。）について決議しております。

このたび、対象取締役に対して、より一層当社の業績向上に対する意欲や士気を喚起するインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との価値共有を進めることを目的として、従来の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対し、ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬を導入するも

のです。

本議案に基づき本新株予約券として支給する報酬の総額は年額 12,000 千円以内、複数の事業年度をインセンティブの対象期間とする場合には、年額 12,000 千円に対象事業年度数を乗じた金額以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）といたします。

本議案は、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事情を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当であると考えております。

なお、本議案が承認可決された場合には、既に付与済みのものを除き、現行のストック・オプション制度は廃止することとし、今後、当該制度に基づく新株予約権の新たな発行は行わないことといたします。

報酬として付与される新株予約権の具体的な付与の時期及び割当数は、取締役会の決議により、上記報酬等の総額の範囲内で決定いたします。ストック・オプションとして発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権 1 個当たりの公正価額に、割当てる新株予約権の総数を乗じた額となります。ここでいうところの割当日における新株予約権 1 個当たりの公正価額の算定については、新株予約権の公正価額の算定のために一般的に利用されている算定方法を用いることとしております。

また、本件のストック・オプションとしての新株予約権については、その割当てに際して公正価額を基準として定める払込金額の払込みに代えて、本議案によるストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等に基づく対象取締役の報酬債権をもって相殺する方法により払込がなされることを予定しております。

3. 報酬等の内容（ストック・オプションとして発行する新株予約権の発行要項）

（1）新株予約権の数

対象取締役に対し割当てる新株予約権の個数は年 300 個を上限とし、複数の事業年度をインセンティブの対象期間とする場合には、年 300 個に対象事業年度を乗じた個数を上限とする。

（2）新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権の払込金額

本新株予約権 1 個当たりの払込金額（発行価額）は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権の公正価額を基準として当社取締役会で定める額とする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から 30 年を経過する日までとする。ただし、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 2029 年 9 月期の事業年度中（2028 年 10 月 1 日から 2029 年 9 月 30 日）において、当社の 1 ヶ月間（当日を含む 21 取引日）の時価総額（次式にて算出するものとする）の平均値が一度でも 100 億円を超過すること。時価総額＝東京証券取引所における当社株式の終値×当社発行済株式総数
- ② 対象取締役は、当社、当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員のいずれの地位をも喪失した日から 1 年以内に限り、権利を行使することができる。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとする。
- ④ 新株予約権 1 個の一部行使は認めないものとする。
- ⑤ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(7) 譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権のその他の事項

新株予約権に関するその他の事項については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

以上